



島根県報

平成21年9月8日（火）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立島根県民会館の指定管理者の募集	（文化国際課）	2
島根県立美術館の指定管理者の募集	（ " ）	7
島根県芸術文化センターの指定管理者の募集	（ " ）	13

公 告

島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立島根県民会館は、優れた芸術文化に親しむ場及び文化活動の場を提供することにより、県民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として設置したものである。

島根県立島根県民会館の管理については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、指定期間が平成22年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 施設の名称 島根県立島根県民会館（以下「会館」という。）

(2) 所在地 島根県松江市殿町158番地

(3) 施設規模

ア 敷地面積 13,219平方メートル

イ 建築面積 6,451.22平方メートル

ウ 延床面積 16,206.16平方メートル

(4) 施設内

大ホール（1,619席）、中ホール（576席）、楽屋（12室）、リハーサル室（1室）、展示・多目的ホール（4室）、会議室（16室）等

3 指定管理者が行う業務

(1) 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

(2) 会館の施設（ホール、会議室等）及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(3) 有料施設等の利用料金の設定、收受等に関する業務

(4) 会館の総合案内に関する業務

(5) 会館の利用の促進に関する業務

(6) 会館の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(7) その他仕様書に記載する業務

4 指定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料の額は、指定期間における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。委託料は分割支払とし、支払時期及び分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定で定める。

なお、災害時等の特別の場合を除き原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は留意すること。

支出見込額 1,315,895千円 （年間平均 263,179千円）

収入見込額 346,495千円 （年間平均 69,299千円）

委 託 額 969,400千円以内（年間平均 193,880千円）

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続等をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態は問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ 会館の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなすこととする。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書（島根県立島根県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号。以下「規則」という。）で定める別記様式）

イ 事業計画書

次の内容を記載すること。

(ア) 会館の運営上の基本方針

(イ) 文化事業の企画及び実施計画

(ウ) 利用料金の設定及び減免の考え方

(エ) 利用者の安全確保及びサービスの向上のための方策

(オ) 会館運営の組織図及び職員の配置の計画

(カ) その他仕様書で定める事項

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書

エ その他申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

(イ) 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本又は登記事項証明書（現在事項証明書）

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(オ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類

(カ) 法人等の概要を記載した書類

(キ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除

く。)がない旨の証明書

(7) 島根県税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書

(7) 印鑑証明書

(7) 指定に係る誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部(副本は、複写可とする。)。ただし、(1)エの(7)、(イ)及び(キ)から(ロ)までについては、正本1部、副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成21年10月19日(月)午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。)の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は10月19日(月)午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(7) 書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(ウ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成21年9月8日(火)から平成21年10月19日(月)までの平日
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成21年9月28日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 開催場所 会館307会議室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 会館の施設見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への出席を希望する者は、参加申込書を次のとおり作成し提出すること(1団体の出席者は3名までとする。)

ア 参加申込書の記載内容 団体名、出席予定者(職・氏名)及び連絡先(住所・電話番号)

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 平成21年9月18日(金)午後5時まで

エ 提出方法 持参、郵送又はFAX

10 指定管理者の候補の選定

条例第6条の規定により、島根県立島根県民会館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等6名の委員により構成する。なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目

ア 管理運営の基本方針

イ 文化事業の充実

ウ 利用者へのサービスの向上の方策

エ 施設の利用促進に向けた方策

オ 施設運営の考え方

カ サービス体制の実現性

キ 収支計画

ク 管理に要する経費

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において上記審査基準に基づき行う。なお、具体的な審査項目及び配点については、後日配布する。

イ 候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、平成21年10月23日（金）までに申請者全員に連絡する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションは、平成21年10月下旬から11月上旬までの実施を予定している。

オ 候補者の選定は平成21年11月上旬に行い、その結果は申請者全員に書面で通知するとともに、応募者名及び選定結果（選定又は非選定）をホームページで公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に、候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(4)で選定した候補者を平成21年12月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、会館の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年実施する。なお、評価結果については、指定管理者に通知し、議会へ報告するとともにホームページで公表する。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

質疑の受付は、原則として、次の2回をもって終了とする。なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

第1回 平成21年9月17日（木）午後5時まで

第2回 平成21年10月1日（木）午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑票に記入の上、FAXで提出すること（質疑は、FAXに限り受け付ける。）。

(3) 回答方法

質疑事項に対する回答は、現地説明会に出席の申込みのあったすべての団体に対してFAXにより行い、回答時期の予定は、次のとおりとする。なお、回答日以降においても、新たに募集要項の配付を受けた法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。

第1回質疑分の回答 平成21年9月25日（金）

第2回質疑分の回答 平成21年10月7日（水）

16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）及び島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室

T E L 0852-22-5877

F A X 0852-22-6412

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立美術館は、美術その他の美術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与することを目的として設置されたものである。

島根県立美術館については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、指定期間が平成22年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 島根県立美術館（以下「美術館」という。）

ア 所在地 島根県松江市袖師町1番5号

イ 施設規模

(ア) 敷地面積 14,746平方メートル

(イ) 建築面積 9,311.92平方メートル

(ウ) 延床面積 12,498.88平方メートル（地上2階）

(エ) 構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

ウ 施設内容 展示室（6室）、ギャラリー、ホール、ロビー、収蔵庫、事務室等

エ 利用状況 入館者数実績 平成19年度 232,324人

平成20年度 298,099人

(2) 島根県立美術館駐車場

ア 所在地 島根県松江市幸町

イ 施設規模 敷地面積 7,708.78平方メートル

ウ 施設内容 駐車場（約200台）及び公衆トイレ（建物面積34.67平方メートル）

(3) 入居施設

ア レストラン 目的外使用許可面積 173.64平方メートル

イ ミュージアムショップ 目的外使用許可面積 47.04平方メートル

3 指定管理者が行う業務

(1) 美術館のギャラリー、ホール及びこれらの付属設備の使用の許可に関する業務

(2) 美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務

(3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 美術館の総合案内等に関する業務

(5) 美術館の広報・利用の促進に関する業務

(6) その他仕様書に記載する業務

詳細は、業務仕様書を参照すること。

※ 島根県と指定管理者の業務区分について

美術館の業務の一部は、島根県が直接運営する。島根県と指定管理者の業務区分は、おおよそ次のとおりである。

業 務 区 分	業 務 内 容	運 営 主 体
学芸業務	○企画展・常設展事業 ○美術品の収集保存及び調査研究 ○美術教育普及事業 ○県予算の執行、管理等	島根県
施設運営業務	○貸館（ギャラリー・ホール）事業 ○使用料及び観覧料の徴収及び管理 ○総合案内、企画展・常設展の受付及び監視 ○美術館広報（企画展等を含む。）、利用促進等	指定管理者
施設管理業務	○施設・設備の維持管理 ○警備、清掃等	

4 指定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料の額は、指定期間における委託額を上限とする。各年度の年間委託額は分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。なお、災害時等の特別の場合を除き原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

委託額 1,345,385千円（消費税及び地方消費税を含む。）

参 考 269,077千円（年間平均）

年間収入目標額 7,400千円

年間収入目標額は、ギャラリー、ホール及び駐車場の使用料収入を対象とする。年間収入額に収入目標額の±10パーセント以上の変動があった場合、その2分の1（対象経費10万円以上）を当該年度の委託料に反映させるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続等をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から

5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有さない。

イ 管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

島根県立美術館条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第28号。以下「規則」という。）で定める様式第1号

イ 事業計画書

次の内容を記載すること。

(7) 管理運営の基本方針

(4) 事業実施計画に関する事項

(7) 施設の運営

(2) 組織及び人員に関する事項

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書

エ その他申請に必要な書類

(7) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

(4) 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本又は登記事項証明書（現在事項証明書）

(7) 申請書を提出する日の属する事業の年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(2) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(4) 法人等の概要（氏名、住所等）を記載した書類

(7) 役員の名簿及び略歴を記載した書類

(2) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(7) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(7) 印鑑証明書

(2) 指定申請に係る誓約書

(4) その他知事が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)エの(7)、(4)及び(2)から(7)までについては、正本1部、副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成21年10月19日（月）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、平成21年10月19日（月）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に際して必要となる経費は、すべて申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
- エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - (7) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - (4) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - (ウ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成21年 9 月 8 日(火)から平成21年10月19日(月)までの平日

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

- (1) 開催日時 平成21年10月 2 日(金) 午後 2 時から午後 4 時まで
- (2) 集合時間及び集合場所 午後 1 時50分に美術館 1 階講義室に集合すること。
- (3) 現地説明会の内容

- ア 募集要項及び仕様書の説明
- イ 美術館の施設見学

(4) 参加申込みの方法等

現地説明会への出席を希望する者は、参加申込書を次のとおり作成し、提出すること（1 団体の出席者は 3 名までとする。）。

- ア 参加申込書の記載内容 団体名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号）
- イ 提出場所 17に記載する場所
- ウ 提出期限 平成21年 9 月24日（木）午後 5 時まで
- エ 提出方法 持参、郵送又は F A X

10 指定管理者の候補の選定

条例第 7 条の規定による基準に基づき、島根県立美術館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の 6 名の委員で構成する。なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くこともある。

(2) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目

- ア 管理運営の基本方針・実績
- イ サービスの提供体制

- ウ サービスの質の確保と具体的方策
- エ 広報・施設の利用促進
- オ 施設の維持管理の適格性
- カ 危機管理体制
- キ 財政的基盤
- ク 経費縮減対策
- ケ 収支計画

(4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、審査基準に基づき行う。なお、具体的な審査項目及び配点については、後日配付する。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、平成21年10月23日（金）までに申請者全員に連絡する。
- ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。
- エ プレゼンテーションは、平成21年10月下旬から11月上旬までに実施の予定である。
- オ 候補者の選定は平成21年11月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）をホームページにより公表する。
- カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要である。10(4)で選定した候補者を、平成21年12月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定（指定期間、個人情報の保護、指定の取消しに関する事項、業務の責任分担等）及び毎年度締結する年度協定（当該年度の業務実施内容、委託料の支払方法、当該年度必要となる責任分担事項等）を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、協定の発効は、平成22年4月1日を予定している。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。なお、評価結果については指定管理者に通知し、議会へ報告するとともにホームページで公表する。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すこと

ができるものとする。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議することとする。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

15 質疑等

質疑の受付は、原則として、次の2回をもって終了とする。なお、指定管理候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

第1回 平成21年9月16日(水)午後5時まで

第2回 平成21年10月6日(火)午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑票に記入の上、FAXで提出すること(質疑は、FAXに限り受け付ける。FAXした後は、確認のため必ず電話をすること。)

(3) 回答方法

質疑事項に対する回答は、質疑のあった法人等及び現地説明会申込法人等に対してFAXにより行う。なお、現地説明会申込法人等以外で、質疑に対する回答を希望する法人等は、平成21年10月2日(金)までに島根県環境生活部文化国際課までFAXでその旨を連絡すること(FAXをした後は、確認のため必ず電話をすること。)。なお、回答日以降においても、新たに募集要項の配付を受けた法人等が回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。

回答時期の予定は、次のとおりとする。

第1回質疑分の回答 平成21年9月25日(金)

第2回質疑分の回答 平成21年10月9日(金)

(4) その他

平成21年10月9日(金)以後においても、新たに募集要項の配付を受けた法人等が、回答文書(第1回及び第2回)の配付を希望する場合には配付する。候補者の選定後に本要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので留意すること。

16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 条例、規則、島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)、島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室

電話 0852-22-5877

F A X 0852-22-6412

島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定により、指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集する。

平成21年 9 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県芸術文化センターは、島根県立石見美術館及び島根県立いわみ芸術劇場から構成される複合施設で、多様で質の高い美術、音楽、演劇その他の芸術文化の鑑賞及び創造の機会を提供し、もって芸術文化の振興及び県民生活の向上を図ることを目的として設置したものである。

島根県芸術文化センターの管理については、平成17年4月から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、指定期間が平成22年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 施設名称 島根県芸術文化センター（以下「センター」という。）（愛称 グラントワ）

(2) 所在地 島根県益田市有明町5-15

(3) 開館年月日 平成17年10月8日

(4) 施設規模 敷地面積36,564平方メートル 建築面積14,068平方メートル 延床面積19,252平方メートル
地上2階 地下1階

(5) 施設構造種別 RC造、一部PC、S造

(6) 施設内容

ア 島根県立石見美術館（以下「美術館」という。）

展示室（4室）、ロビー、収蔵庫等

イ 島根県立いわみ芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）

大ホール（1,500席）、小ホール（400席）、スタジオ（2室）、楽屋（大2室・中6室・小4室）、多目的ギャラリー等

ウ その他

回廊、中庭広場、事務室、駐車場（200台）等

エ 入居施設

レストラン（183平方メートル）及びミュージアムショップ（89平方メートル）

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。詳細は、島根県芸術文化センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、レストラン及びミュージアムショップについては、行政財産目的外使用許可に基づく運営となり、指定管理業務には含まない。

(1) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で条例別表第1に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 美術館の観覧料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

- (4) センターの総合案内等に関する業務
- (5) センターの広報・利用促進に関する業務
- (6) センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- (7) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (8) ボランティア会に関する業務
- (9) その他仕様書に記載する業務

4 指定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないとい認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

(1) 利用料金制度

有料施設等の利用料金は、条例第16条の規定により指定管理者の収入とする。指定管理者は、条例及び島根県いわみ芸術劇場管理規則（平成16年島根県規則第91号。以下「劇場規則」という。）で定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍までの範囲内で、島根県の承認を受けて利用料金を定めることができる。

なお、美術館の観覧料は、島根県の収入となるので留意すること。

(2) 委託料の額

島根県が支払う委託料の額は、指定期間における支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。また、各年度の年間委託料は、別途定める支払計画に基づき分割で支払うこととし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定める。

なお、災害等の特別な場合を除き原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は留意すること。

支出見込額 1,791,120千円（年間平均358,224千円）

収入見込額 227,585千円（年間平均 45,517千円）

委 託 額 1,563,535千円（年間平均312,707千円）以内

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続き等をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ センターの管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）まで

に、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

次の内容を記載すること。

(ア) 管理運営上の基本方針

(イ) 事業実施計画

(ウ) 利用者の安全の確保及びサービス向上のための方策

(エ) 管理運営の組織図及び職員の配置の計画

(オ) その他仕様書で定める事項

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

エ その他申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

(イ) 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本又は登記事項証明書（現在事項証明書）

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業の年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(オ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類

(カ) 法人等の概要を記載した書類

(キ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ク) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ケ) 印鑑証明書

(コ) 指定に係る誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)エの(ア)、(イ)及び(キ)から(コ)までについては、正本1部、副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成21年10月19日（月）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は10月19日（月）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(ウ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成21年 9 月 8 日（火）から平成21年10月19日（月）までの平日
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

平成21年 9 月 24 日（木）午後 1 時30分から午後 4 時30分まで

(2) 開催場所

センターの講義室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ センターの施設見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への出席を希望する者は、参加申込書を次のとおり作成し、提出すること（1 団体の出席者は 3 名までとする。）。

ア 参加申込書の記載内容 団体名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号）

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 平成21年 9 月 17 日（木）午後 5 時まで

エ 提出方法 持参、郵送又は F A X

10 指定管理者の候補の選定

条例第 8 条の規定による基準に基づき、島根県芸術文化センター指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の 6 名の委員で構成する。なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くこともある。

(2) 審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、複合施設としてのセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目

ア 管理運営の基本方針

イ 文化事業の充実

ウ 広報・利用促進

エ サービスの向上策

オ 施設運営の考え方

- カ サービスの提供体制
- キ 収支計画
- ク 管理に要する経費

(4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。なお、具体的な審査項目及び配点は、後日配付する。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、平成21年10月23日（金）までに申請者全員に連絡する。
- ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。
- エ プレゼンテーションは、平成21年10月下旬に実施の予定である。
- オ 候補者の選定は平成21年11月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）をホームページで公表する。
- カ 指定管理者として指定されるまでの間に、候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(4)で選定した候補者を、平成21年12月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県芸術文化センターの管理に関する協定を締結する。なお、協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。なお、評価結果については指定管理者に通知し、議会へ報告するとともにホームページで公表する。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議することとする。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

質疑の受付は、原則として、次の2回をもって終了とする。なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

第1回 平成21年9月28日(月)午後5時まで

第2回 平成21年10月5日(月)午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑票に記入の上、FAXで提出すること(質疑は、FAXに限り受け付ける。)

(3) 回答方法

質疑事項に対する回答は、現地説明会に出席したすべての法人等に対してFAXにより行い、回答時期の予定は、次のとおりとする。なお、回答日以降においても、新たに募集要項の配付を受けた法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。

第1回質疑分の回答 平成21年10月1日(木)

第2回質疑分の回答 平成21年10月8日(木)

16 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

(3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 条例、劇場規則、島根県立石見美術館管理規則(平成16年島根県教育委員会規則第29号)、島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)及び島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部署 島根県環境生活部文化国際課文化振興室

TEL 0852-22-5878

FAX 0852-22-6412